

## 自治

自治振興のリーダー  
**平成31年度 地区長・区長・町内会長のお知らせ**  
 問い合わせ 地域振興課 瀧口 ☎(23) 0053

### 地区長（敬称略）

相良地区	種茂和男	萩間地区	森田 淳	川崎地区	森田俊廣	勝間田地区	櫻井秀夫
片浜地区	大鐘俊英	地頭方地区	山下太市	細江地区	赤堀康彦	坂部地区	大石吉彦
菅山地区	増田基志	牧之原地区	大崎信博				

### 区長（敬称略）

相良区	大石和美	菅山区	増田基志	牧之原区(相良)	永田 明	静波区	森田俊廣
福岡区	増田知英	中里区	松浦拓馬	地頭方区	山下太市	細江区	赤堀康彦
波津区	種茂和男	白井区	永田正之	落居区	曾根直美	川崎区	神谷好一
須々木区	一木克美	神寄区	森田 淳	豊岡区	海野 実	勝間田区	櫻井秀夫
大沢区	永谷栄作	西萩間区	萩原寿男	新庄区	清水和孝	牧之原区(榛原)	大崎信博
大江区	河村則雄	東萩間区	鈴木 進	遠渡区	原口春夫	坂部区	大石吉彦
片浜区	大鐘俊英						

### 町内会長（敬称略）

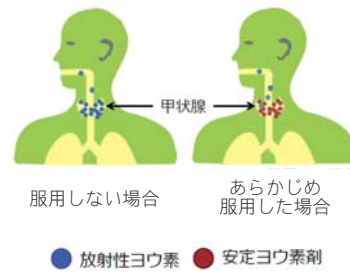
1丁目	牧田信彦	青池	枝村八郎	新戸	本杉 実	勝田下	向笠 一
2丁目	川嶋 泰	寄子	橋本 誠	庄内	峯野勝巳	三栗	加藤繁男
3丁目	村井利幸	西福田	大井高行	鹿島	藤浪富士夫	朝生	小林 学
4丁目	杉山 勉	東福田	木村博巳	日機装	牛越 弘	牧之原北	高橋 近
東5丁目	中西 功	根松	山本 眞	仁田	山下幸雄	布引原	八木康夫
西5丁目	下村実津雄	堀の内	大石 要	道場	田久 明	牧之原中央	青島康之
6丁目	竹村 斎	時ヶ谷	望月喜一郎	追廻	中原俊郎	牧之原南	西井敏明
仲町	浜崎 匠	道上	大石義人	中	大井光男	坂部第1	福代 清
10丁目	西谷萬壽男	後原	知久彰宏	勝間下	櫻井正義	坂部第2	馬場 勇
11丁目	加藤芳朗	谷の口	西谷健司	勝間上	山本辰夫	坂部第3	良知泰男
12丁目	笠原賢一	橋向	片瀬 徹	切山下	中西由春	坂部第4	大石 朗
東慶林	八木一男	藤沢	大石 孝	切山中	由中克洋	坂部第5	村由秀喜
県営住宅	辻 昭哉	橋柄	鈴木雅己	勝田上	羽柴千敏	坂部第6	桐由峰雄

## 防災

浜岡原発からおおむね5キロメートル圏内（PAZ）にお住まいの人が対象  
**安定ヨウ素剤の配布と更新をします**

### 安定ヨウ素剤の効果

安定ヨウ素剤は医療用医薬品で、原子力災害が発生した時に服用することで、放射性ヨウ素による内部被ばくの被害を抑えます。外部被ばくは、避難と屋内退避をすることで防ぎます。放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、放射性ヨウ素に



安定ヨウ素剤を前もって服用することで、放射性ヨウ素が甲状腺にたまるのを防ぎます。



### PAZへの安定ヨウ素剤の配布

さらされる24時間以内に、安定ヨウ素剤を事前に服用することで抑えることができます。また、放射性ヨウ素にさらされても、4時間以内であれば効果があるとされています。安定ヨウ素剤は、国や県、市から指示があった場合に服用します。ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性物質（セシウムなど）による被ばくを抑えることはできません。

### 安定ヨウ素剤の事前配布について

#### 【事前配布の対象者】

- ▶ 浜岡原発からおおむね半径5キロメートルのPAZ圏内の住民
- ▶ 平成31年3月31日現在で、牧之原市の住民基本台帳に記載されている人
- \*上記のうち、年内に使用期限を迎えない薬剤をお持ちの人は対象になりません。

#### 【事前配布の流れ】

- ① 配布対象者に説明会の案内を送付します。（5月中旬から順次）
- ② 配布対象者はチェックシートを記入して説明会に参加します。
- ③ 初めての人は、説明会で安定ヨウ素剤の効果や副作用について説明を受けます。
- ④ 副作用を引き起こすような病歴や薬の服用がないか、薬剤師や保健師が確認します。
- ⑤ 服用可能と判定された人には、当日、説明会場で安定ヨウ素剤を配布します。

#### 【配布数】

- 安定ヨウ素剤の使用期限を踏まえて、年齢に応じた数を事前に配布します。
- ▶ 3歳未満 =ゼリー剤1包
  - ▶ 3歳以上13歳未満 =丸薬1個
  - ▶ 13歳以上 =丸薬2個

### 説明会開催日程

期日	会場	受付時間	主に対象となる区
6月1日(日)	御前崎中学校 体育館	午後2時～午後6時30分	落居区・地頭方区
2日(回)	御前崎中学校 体育館	午前9時～午後6時30分	豊岡区・新庄区・遠渡区
8日(日)	相良小学校 体育館	午後2時～午後6時30分	大沢区
9日(回)	相良小学校 体育館	午前9時～午後6時30分	相良区・福岡区・須々木区
16日(回)	相良小学校 体育館	午前9時～午後6時30分	波津区

\*対象となる地区の説明会に参加できない場合は、他の時間帯や他の会場に参加できます。

問い合わせ 防災課 中村 ☎(23) 0058

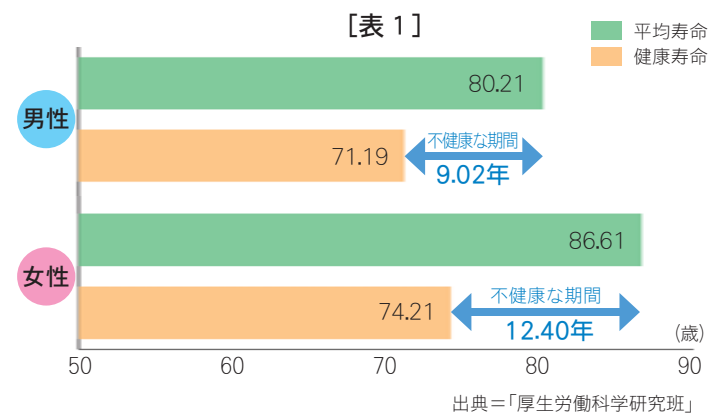
## 定住

住宅の取得や、結婚に伴う引っ越しを検討している人は相談を！  
**子育て家族や新婚夫婦へのサポート事業を実施中**  
 問い合わせ 情報交流課 森 ☎(23) 0040

市では、子育て家族や新婚の夫婦の市内定住促進を目的として、住宅の購入や転居に係る初期費用、月々の家賃支払いなどに対し、助成を行っています。制度の利用の可否や手続きの詳細などは、情報交流課まで相談してください。

名称	対象者・条件	助成内容
子育て家族定住奨励金	新たに市内に住宅を取得した夫婦など	30万円～ *各種加算あり
しあわせ新婚さん家賃助成金	市内アパートなどに居住する新婚の夫婦など	上限24万円 *助成期間2年間
結婚新生活支援助成金	市内アパートなどに居住する新婚の夫婦など	上限30万円
空き家活用リフォーム等補助金	空き家バンク制度を利用の上、リフォーム工事などを行う移住者	[工事費] 上限30万円 [残置物処理] 上限5万円

各制度によって、条件や申請期限が異なります。早めに相談してください。



**平均寿命と健康寿命**  
 現在日本では、かつてないほど急速な高齢化が進行しています。しかし、生まれてから亡くなるまでの期間を指す「平均寿命」と、健康的で日常生活に制限なく生活できる「健康寿命」との差（寝たきりや認知症などによる要介護期

**保険**  
**長寿健診の受診券を6月から順次発送します**  
 後期高齢者医療保険からのお知らせです

間）が、男女とも10年前後あるのが現状です（表1）。  
 そんな中、高齢者においても、生活習慣病を発見したり、悪化を未然に防ぐ健診の重要性が指摘されています。  
**健診で健康寿命を延ばしましょう**  
 本市では例年、年明けに送付する世帯票に、75歳以上の人を対象とした長寿健診の欄を設けており、希望者のみ、健診の受診券を送付してました。しかし、今年度からは、75歳から80歳までの人全員（人間ドック助成希望者や施設入所者など一部除く）に受診券を送付します。  
 これまで通り、受診券が送付されなかった場合でも、受診を希望する人は申し出により健診を受けることができます。受診券が届いた人で、身体事情などにより今後の受診券の送付停止を希望する人は、市民課に申し出てください。また、4月1日現在で75歳と80歳の人には、静岡県後期高齢者医療広域連合から、歯科健診の受診券が通知される予定です。

**後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わります**

- ①被保険者全員が負担する「均等割保険料（\*）」の軽減措置において実施されていた「9割軽減」が「8割軽減」になります。  
 対象となる人は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得額の合計が33万円以下、かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合です。
- ②後期高齢者医療保険に加入する前日まで被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者であった人で2年（24カ月）を経過した人は、それまで軽減されていた均等割保険料（平成30年度は5割軽減）が、翌月分から軽減されなくなります。
- ③均等割保険料軽減措置の5割軽減・2割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象が拡大されます。

\*均等割保険料とは、被保険者全員に納めてもらう保険料です。静岡県の平成30～31年度の均等割保険料は、年額4万400円です。詳細は、8月発送予定の保険料通知を確認してください。

歯や口の状態の悪化も、病気や寝たきりのきっかけになります。受診券が届いた人は、最近歯科医院へ受診がない人はもちろん、治療中の人も、この機会に受診して  
 みてはいかがでしょう。健康診断を受けることで、自分の身体の状態を知ることができます。健診の結果により、必要な治療を受け、健康寿命を延ばしましょう。

問い合わせ 市民課 大石 ☎(23) 0023

**消費者ホットライン「188」**

4月から5月にかけての10連休中に、契約で迷ったり、解約したい契約がある人は、消費者ホットライン「188」に相談しましょう。訪問販売や電話勧誘による取り引きは、クーリング・オフにより、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件解約ができます。

**クーリング・オフは必ず書面で通知しましょう！**

- ①右の記入例を参考に、はがきに記入し、両面をコピーしておきます。
- ②はがきを「簡易書留」で販売業者に郵送します。クレジットカードを利用した場合は、クレジット会社にも同じ内容で郵送します。
- ③「はがきのコピー」と郵便局で受け取った「領収証」は、一緒に保管しておきましょう。

[記入例]

**表面**

1 2 3 4 5 6 7

〇〇県〇〇市△△町  
 ●丁目■番▲号

株式会社 ××××  
 代表取締役 ◇◇◇◇ 様

**裏面**

**通知書**  
 次の契約を解除します。

契約年月日 平成31年4月10日  
 商品名 ▼▼▼▼▼  
 契約金額 - - - - -円  
 販売会社 株式会社××××  
 □□営業所  
 担当者 ☆☆☆☆

支払った代金 - - - - -円を返金し、商品を引き取ってください。

平成31年4月15日  
 〇〇県〇〇市△△町◆番地

氏名 ★★ ★★

**市民**  
 相談員が解決の方法を一緒に考えます  
**ひとりで悩まずに相談してください**  
 問い合わせ 市民相談センター 岡村 ☎(23) 0088

**環境**  
 特定外来種の駆除に協力をお願いします  
**オオキンケイギク**の繁殖を防ぎましょう  
 問い合わせ 環境課 増田 ☎(53) 2609

**駆除の方法**

- ▼5月11花が開花しないとき  
刈取りを行い、可燃物の指定袋に入れて、可燃物の収集日にごみ集積所に出す
- ▼6月11花が開花して種が飛ぶ前の時期  
根から引き抜き、種が飛ぶのを防ぐため可燃物の指定袋に入れ入り口を縛り、枯死させてから可燃物の収集日にごみ集積所に出す

特定外来種に指定されているオオキンケイギク



**特定外来種「オオキンケイギク」**  
 5月から7月にかけて、主に道路のわきや空き地などに黄色の花を咲かせるのが、外来種であるオオキンケイギクです。  
 以前は、景観や緑化を目的に、道路の緑地帯などに植えられていたものの、繁殖力が強く、周りの在来種の生育場所を奪ってしまうため、平成18年2月1日に特定外来種に指定されました。  
 自宅などに生えているのを見つけたときは、次の方法により駆除するよう協力をお願いします。

▼8月以降11種が飛びやすく拡散する時期  
 8月以降は種が飛びやすい拡散しやすい時期となるため、前述の方法による駆除は行わない

市では、市内での創業促進を図るため、新たに創業する人に対し、その経費の一部を補助する制度を創設しました。



牧之原市創業支援事業補助制度  
**市内で創業する人を応援する補助金制度を創設しました**

問い合わせ 商工企業課 山崎 ☎(53) 2647

名称	牧之原市創業支援事業補助制度
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請年度内に創業が確実であり、具体的な創業計画を有している人</li> <li>▶ 申請時に創業から2年を経過していない人</li> <li>▶ ただし、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内に事業所を設置して事業を行うことが確実であることまたはすでに事業を行っていること。</li> <li>2 牧之原市商工会が実施する「創業塾」の受講を修了していることまたは申請年度内に修了する見込みであること。</li> <li>3 牧之原市商工会の指導のもと、作成した計画を有していること。</li> <li>4 市税などを滞納していないこと。</li> <li>5 次のいずれかに該当すること。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人事業者にあつては、実績報告までに市内に居住していること。</li> <li>(2) 会社にあつては、実績報告までに市内を本店所在地として法人登記が行われていること。</li> </ol> </li> <li>6 許認可を要する業種を創業する人については、既に当該許認可を受けていることまたは当該許認可を受けることが確実であること。</li> <li>7 牧之原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。</li> </ol> </li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 店舗・事務所などの賃借料（申請年度に創業する人に限ります）</li> <li>▶ 設備費                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗・事務所の開設に伴う工事費用</li> <li>2 機械装置、工具、器具・備品の調達費用</li> </ol> </li> <li>▶ 広報費                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 販路開拓に関する広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用など</li> <li>2 販路開拓に関する説明会や商談会の開催費用など</li> </ol> </li> </ul>
補助額	補助対象経費の3分の2以内（1,000円未満切捨て）とし、50万円を限度とします。ただし、市内の空き店舗を活用する場合に限り、限度額を70万円とします。 * 空き店舗を活用する場合にあつては、空き店舗所有者と同一世帯もしくは生計同一者またはこれらの者が所属する法人、その他団体でないことが条件となります。
補助回数	1回を限度とします。
その他	国、県および市の補助金、助成金などの交付の対象となる経費は除きます。

\* 農林漁業やフランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業など、補助の対象とならない事業もあります。補助対象経費に関することも含め、詳しくは市ホームページを確認するか、商工企業課まで問い合わせてください。  
 \* 申請は、予算の範囲内において随時受け付けます。事業を検討される場合は、商工企業課まで問い合わせてください。



子どもの高校進学や学歴向上を目指し、将来の自立につなげます  
**子どもの学習支援事業を実施しています**

問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎(23) 0078

## 4月から対象を 高校生にも拡大

本事業は、経済的な理由で十分な学習の機会に恵まれない子どもたちに学習の機会を提供する制度です。これにより、子どもたちの高校進学や学歴の向上を目指し、将来の自立につなげます。  
 平成29年8月から実施していましたが、この4月から、対象を高校生にも拡大します。

### 学習支援事業の概要

#### 実施日程

4月～平成32(2020)年3月  
 毎週金曜日 午後7時30分～午後9時30分

#### 会場

榛原文化センター1

#### 対象者

市内在住の中学生、高校生および18歳以下の中学生

#### 収入要件

原則として世帯年収300万円以下

#### 支援内容

▼講師から指導を受ける（中学生5教科・高校生3教科）



▼家庭訪問（月1回の家庭訪問により、生徒・保護者の生活相談や進路指導を実施）

#### 申込方法

社会福祉課に電話で申し込み後、保護者や生徒と面談の上、決定します。

申し込みは随時受け付けています。（平日午前8時15分～午後5時まで）

#### 費用

無料（送迎もします）



初心者向けの手話講座  
**手話奉仕員養成講座（入門編）受講者を募集します**

問い合わせ 社会福祉課 大塚 ☎(23) 0072

## 手話について学ぶ

手話は、耳が聞こえない人にとって、コミュニケーションをとるための重要な「言語」です。手話について知り、手話を言語として表現できる人が増えていくことで、差別や偏見のない地域社会の実現につながります。  
 本市では、「手話奉仕員養成講座」という手話について学ぶ機会を設けています。初心者向けの手話の講座ですので、気軽に参加してください。

### 牧之原市・吉田町手話奉仕員養成講座 講師団からメッセージ

この講座では、ろうあ者（耳が聞こえない人）から直接手話を教えてもらうことができます。講座が終わるころには、手話で自己紹介ができるようになります。また、ろうあ者の生活や手話の基礎のお話もあります。私たちと一緒に楽しく手話を学びましょう。

### 手話奉仕員養成講座（入門編）

日時	6月18日(木)～11月19日(木) 午後7時～午後9時（全21回）
会場	牧之原市榛原文化センター・吉田町健康福祉センターはあとふる
対象	高校生以上で牧之原市に在住・通勤・通学している人 * 高校生の受講は、保護者の同意と送迎が必要です。
申込方法	社会福祉課（☎20072）に電話で申し込む。
参加費	3,240円（テキスト代）
定員	10人
申込期限	5月24日(金)
その他	託児サービス（有料）もあります。

▼講座の様子

